（供給計画の認定の申請）

第二条　法第二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を都道府県知事等に提出して行うものとする。

2　（略）

（規模、構造及び設備の基準）

第五条　法第三条第二号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。第二十条第二項において同じ。）五十平方メートル（イ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める面積）以上百二十五平方メートル以下であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

イ　同居親族等が一人又は二人である入居者の居住の用に供する賃貸住宅　四十平方メートル

ロ　同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅　二十五平方メートル

二・三　（略）

（法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者）

第七条　法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

一　十五万八千円以上二十五万九千円以下の所得のある者（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族に準ずる者があるものに限る。）

（供給計画の認定の申請）

第二条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を都道府県知事等に提出して行うものとする。

2　（略）

（規模、構造及び設備の基準）

第五条　法第三条第二号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。第二十条第二項において同じ。）五十平方メートル（イ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める面積）以上百二十五平方メートル以下であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

イ　法第三条第四号イに規定する親族（以下「同居親族」という。）が一人又は二人である入居者の居住の用に供する賃貸住宅　四十平方メートル

ロ　同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅　二十五平方メートル

二・三　（略）

（法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者）

第七条　法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

（新設）

二　二十五万九千円を超える所得のある者であって、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

三　十五万八千円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれるものであって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族等があるものに限る。）

四・五　（略）

六　前二号に掲げる者のほか、同居親族等がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族等がない者であって、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（入居者の募集方法）

第九条　賃貸住宅を法第三条第四号イ又はロに掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、第七条第四号又は第五号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2～4　（略）

（入居者の選定の特例）

第十一条　一般賃貸人は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都道府県知事等が定める基準に該当す

一　二十五万九千円を超える所得のある者であって、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）

二　十五万八千円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれるものであって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）

三・四　（略）

五　前二号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であって、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（入居者の募集方法）

第九条　賃貸住宅を法第三条第四号イ又はロに掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、第七条第三号又は第四号に掲げる者を入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2～4　（略）

（入居者の選定の特例）

第十一条　一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都道府県知事等が定める基準に該当す